

第五回國會 内閣委員會議録 第三号

昭和二十四年三月二十八日(月曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 齋藤 隆夫君

理事小川原政信君 理事牧野 寛榮君

理事吉田吉太郎君 理事坂本 泰良君

理事木村 榮君

青木 正君 池田正之輔君

江花 靜君 尾関 義一君

山本 久雄君 小林 信一君

佐竹 晴記君

出席國務大臣 小澤佐重喜君

通信大臣 木多 市郎君

出席政府委員

通信政務次官 武藤 嘉一君

行政管理廳次長 大野木克彦君

總理廳事務官

委員外の出席者

専門員 龜掛川 浩君

三月二十四日

國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

同月二十六日

資料調整事務所の地方廳移議反対の請願(百四郎君紹介)(第六五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

律案(内閣提出第三号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

齋藤委員長 これより會議を開きます。

なほ本日の議事に入るに先立ちまして、先日留保しておきましたところの民主党理事一名を指名いたします。若米地義三君を理事に指名いたしますから、さように御承知を願います。

それから本日の議題はさいせん申しましたように、國家行政組織法の一部を改正する法律案、郵政省設置法の一部を改正する法律案、電氣通信省設置法の一部を改正する法律案であります。まず國家行政組織法の一部を改正する法律案の提出理由の説明を求めます。

國家行政組織法の一部を改正する法律案  
國家行政組織法の一部を改正する法律案  
國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。  
第二十三條、第二十五條及び第二十七條中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○本多國務大臣 たいだいま上提になり

ました國家行政組織法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

現在國家行政組織法は、本年四月一日から施行すること定められており、従つて國家行政組織法に基く各省各廳の設置法を、本年四月一日までに制定施行する必要があるものであります。しかるに御承知のごとく政府は、目下徹底的な行政機構の刷新、簡素化と、各省各廳職員の人員整理を断行すべく準備を進めておるのであります。今國會中、できる限り早い機会において、この行政機構の簡素化及び人

員整理を盛り込みました各省等の設置法案、及び定員に関する法律案を提案し、國會の御審議に付する方針であります。しかるに行政機構の刷新、簡素化及び人員整理の問題は、今日のわが國にとりましてきわめて重大な問題であり、政府は、目下慎重に研究を進め、最善の成案を得て、これを断行する決意であります。この準備に万全を期し、かつ國會の慎重なる御審議を願う意味におきましても、これらの各省等の設置法及び定員法の施行予定期日を、本年六月一日まで延期することとし、そのために國家行政組織法の施行期日を、本年六月一日まで延期することを適當と考えた次第であります。

以上の見地に基きまして、本法案は、國家行政組織法中その施行期日に關する三箇條に、それ、昭和二十四年四月一日とあるのを同年六月一日に改めることを内容とするものであります。

す。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

○齋藤委員長 それから次に郵政省設置法の一部を改正する法律案、電氣通信省設置法の一部を改正する法律案を一括議題といたしまして、兩案について政府の提案理由の説明を求めます。

郵政省設置法の一部を改正する法律案  
郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。  
附則中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案  
電氣通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。  
附則中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○小澤國務大臣 たいだいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案、並に電氣通信省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を、ごく簡単に御説明申し上げます。

過般の第三回國會で成立しました郵政省設置法及び電氣通信省設置法は、いずれもその附則におきまして、施行期日を昭和二十四年四月一日と定められておきますので、来る四月一日には自動的に兩法の実施を見ることがなつておるのであります。しかしすでにお承知のように、またたたいま本多國務大臣のお話もあつたような次第で、政府の企圖しております行政整理に伴つて、國家行政組織法及び各省設置法の施行は、六月一日まで延期せられる方針でありますので、これに歩調を合わせまして、とりあえず兩省設置法の施行期日を、四月一日から六月一日に延期しておく措置をする必要がありまますので、この兩法案を提案いたしました次第でございます。

以上兩省設置法の一部を改正する法律案の御説明をいたしましたものであります。が、何とぞ御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いする次第であります。

○齋藤委員長 これより質疑に入りますが、まず國家行政組織法の一部を改正する法律案についてお願いいたします。

○木村(榮)委員 これは両方とも関連しておきますから、一緒に質問してよろしゅうございませうか。



置くことが非常に大きな問題になると  
思います。そこで通信省内部において  
も、局、課をめぐつての対立があつ  
て——行政管理廳の方の案とか何とか  
いうものをめぐつて、相当意見が隔わ  
されておつて、なか／＼とまらぬと  
いつたふうな話があるのですが、そう  
いつた点はうまく調整がつきそうなの  
ですか、ついたわけですか。

○小澤國務大臣 きのかんか、全  
通の新聞にも出ておりましたし、それ  
以外にもいろいろ局長、課長が、行政  
機構の改革について、非常な意見があ  
るといふことは聞いております。しか  
し私は意見のあることはけつこうと思  
います。私どもはこの意見を総合的に  
まとめまして、最も理想な案に帰一す  
る方針であります。

○木村(榮)委員 そういたしますと、  
課をどの程度置くかというところは、大  
体きまつておると思ひます。そこでそ  
れがきまれば、当然それに伴つて予算  
上の措置もできておると思ひますか  
ら、その後において省内にいろいろ派  
閥的な対立抗争というふうなものがあ  
つても、それはただそこだけの話で、  
問題にならないと、一番親分の通信大  
臣はお考えになつておられるわけだ  
か。

○小澤國務大臣 いろいろ議論があつ  
ても、問題にならないとは考へておりま  
せん。意見のあるところは、課長でも  
あるいは職員一人でも、いずれも慎重  
にその意見を聞きまして、最後の決定  
は私がやるつもりでおります。しかし  
よい意見はど／＼採用するつもりで  
あります。そうして具体的に行政機構  
をどう改革するかというふうな問題  
は、今本多國務大臣と再三会つて、い

ろいろ意見を交換中でありまして、ま  
だ閣議にかかつておりません。従つて  
ある程度見直しは持つておりますけれ  
ども、現在の段階では発表する時期に  
至つておりません。いずれ近いうちに  
発表申し上げて御批判を願う機会があ  
ると思ひます。

○木村(榮)委員 もう一つ最後に御尋  
ねしたいのですが、今度の本國会は四  
月二十日までだと思つております。そう  
なつてきまると、この予算の措置の問題  
やその他の問題をめぐつて、どうして  
も六月ごろに臨時國會を召集するが、  
あるいは本國會を延長するかしない  
かと、しまつがつかないと思つて  
その点については当然そうなつてくる  
と思つておりますが、大体本國會を延長さ  
れるようなお考えか。これは吉田総理  
大臣の方へ聞かなければいけない問題  
だと思つておすけれども、そのこと  
は中堅の大臣の方がかへつてご存じ  
だと思ひますから、この國會を延長な  
さるお考えか、それとも臨時國會を召  
集なさるお考えか、承つておきたいと  
思ひます。

○小澤國務大臣 臨時國會を召集する  
場合は政府がやるのでありますけれど  
も、会期の延長は、木村君運営委員会  
で御承知の通り、國會のみならずが決定  
する問題でありますから、國會の方で  
それはどうなるか、國會の御意思だと  
思つております。ただ政府として、  
國會に対してどういふ要望をするかと  
いう問題だろ／＼と思ひますが、政府と  
いたしましては、現段階におきまして  
は、会期を延長しようとは考へており  
ません。ではこの期間で全部終了でき  
るかといへば、そういう見通しもまだ  
ついておりません。私個人で考へます

れば、あるいは相当の法案があります  
から、多少の延期などということも考  
へてはおりますけれども、政府として  
の意見ではございせんから、御了承  
願ひたいと思ひます。

○木村(榮)委員 そうしますと、とり  
あえずこの法律案を六月一日まで延ば  
しておいて、四月二十日までの間に、  
大体みな片づけるという自信が、この  
問題をめぐつてあるわけですね。

○小澤國務大臣 今申し上げました通  
り、法律案あるいは予算案の審議とい  
うものは、國會が自主的に相当の審議  
期間をもつてやるのでありますから、  
國會がさいわいにわれ／＼の原案を簡  
単に審議して、簡単に了承してもらつ  
て、二十日までで終了すれば、もちろ  
んけつこうでありますけれども、國會  
の方でいろいろの原因がありまして、  
審議期間中には終了できぬような場合  
も想像できぬわけではないのでありま  
して、そういう場合には、國會のみずか  
らが、さきほどの趣旨によつて、会期  
を延長なさるといふことも考へられる  
じやないかと思ひます。

○木村(榮)委員 もう一つお尋ねして  
おきたいのですが、今度の國家行政組  
織法は、今まで三回だか延長されまし  
て、また六月一日になると、また八月  
一日まで延長ということになり、また  
來年三月一日ごろまで延長というよう  
なことがないように、かつこうをつけ  
てもらわれないと、こしらへたいとい  
けれども、延長々々では、こしらへない  
と同じことあります。實際この法律  
案は、私たちが当時の決算委員会で——  
ここには当時の方もおられるから、ご  
存じだと思つておりますが、相当討論いた  
しまして、その筋の方へも何回か出か

けたりなんかして、相当やつた法律案  
であります。特に大事な点は、地方自  
治法なんか關係で、十五條かある  
のですが、地方の長、縣知事なんかに対  
しての指揮命令権なども、ある程度明  
確化していると思つておりますが、こ  
ういふ問題をめぐつて、相当議論が聞  
わされて、一箇月半くらいかかつたの  
ではないかと思ひます。そして小委員  
会まで持つていつて、慎重審議した法律  
案でありますから、やるなら早くやつ  
てもらいたいと、当時の委員の私たち  
としては考へております。一番最初は  
七月一日からということになつており  
ましたのが、だん／＼延長されて、一  
年延長されたことになつておりますか  
ら、この点は、今度は今までのような  
ヒヨロ／＼内閣ではないと思ひます。そ  
のことをお願いしておきます。

○齋藤委員長 それでは明日は午前十  
時半から開會することにして、本日は  
これにて散會いたします。  
午前十一時三十一分散會

昭和二十四年四月八日印刷

昭和二十四年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局